



赤い羽根共同募金

## 平成30年度事業計画

### I 基本的な考え方

赤い羽根共同募金運動は戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい運動」として開始され、時代の要請に合わせて多様な地域福祉活動を支える募金として昨年70年を迎えました。

このような中で中央共同募金会は70年答申を受けた推進方策を策定し、各都道府県共同募金会は、実行計画の策定とその着実な推進が求められています。

三重県共同募金会は、推進方策を基に募金運動の現状と課題を踏まえて平成30年度から32年度までの三重の赤い羽根共同募金運動実行計画（3か年）を策定しました。

本年度は実行計画の初年度であり関係機関、関係団体の皆さんに本計画の趣旨を理解いただき、連携、協働しながら取組みを進めていきます。

### II 重点事項

#### 1 三重の赤い羽根共同募金運動実行計画の着実な推進

実行計画に位置付けられた重点目標と具体的な取組み内容を関係機関、関係団体の皆さんと連携、協働しながら進めます。

#### 2 共同募金運動への県民の理解と参加の促進

本県においては平成9年度をピークに募金額が減少しています。このため、県民の皆さんに共同募金に対する理解を深める取組みを進めます。また、募金バッジのデザイン募集など県民参加の運動を展開します。

#### 3 企業の社会貢献活動との連携

企業の社会貢献が全国的に拡大する中、企業へ適時適切に情報提供するとともに募金活動への参加を呼びかけます。また、三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクトを立ち上げ、市町共同募金委員会と連携して取組みを進めます。

#### 4 市町共同募金委員会との連携による募金運動の展開

共同募金運動の展開に当たっては、市町共同募金委員会と連携を密にして効果的な募金運動を進めていきます。

### III 事業の実施計画

#### 1 組織運営

##### (1) 会務の運営

##### ① 役員会等の開催

県共同募金会の適切な運営を図り、理事会、評議員会、配分委員会を適宜、開催します。



赤い羽根共同募金

- ② 事務事業の見直し、効率化  
共同募金運動を推進するため事務事業の見直し、効率化を図るとともに必要に応じて規程等を改正します。
  - ③ 情報公開の推進  
事業運営の透明性を高め、ホームページや各種の広報媒体を活用して積極的に情報公開を行います。
- (2) 市町共同募金委員会との連携と支援強化
- ① 会議の見直し  
事務局長会議、担当者会議等を見直しを行い、意見交換や情報提供の場とし、募金運動の推進に役立つ会議とします。
  - ② 調査の実施  
市町共同募金委員会の取組みの参考となる事項を調査し、情報共有を図ります。
  - ③ 市町共同募金委員会への訪問  
情報提供や相談対応を行うため、市町共同募金委員会を訪問します。(10市町共同募金委員会)
  - ④ 振込手数料の免除への取組み  
市町共同募金委員会に係る募金振込手数料について、金融機関に免除の働きかけを行います。
- (3) 募金の適正な配分と事業実施
- ① 配分要綱等を見直し(新)  
より公平で公正な審査となるよう検討会を設置し、一般募金の施設・団体関係及びNHK等歳末たすけあい義援金の審査基準等を見直します。
  - ② 配分委員、審査委員の研修会開催(新)  
配分委員や市町共同募金委員会審査委員を対象として研修会を開催し、審査機能の充実に努めます。
  - ③ 配分事業の適正実施  
共同募金の配分事業が適正に実施されるよう指導等を行います。
- (4) 広報活動
- ① 報道機関、関係機関等への情報提供及び広報協力依頼  
共同募金の理解を深めるため、報道機関に積極的に情報提供するとともに取材依頼等を働きかけていきます。また、関係機関等のホームページや広報誌等に掲載協力を依頼します。
  - ② ホームページ、広報誌「福祉みえ」  
リニューアルしたホームページを積極的に活用し、共同募金運動の情報発信を行います。また、市町共同募金委員会の情報等を積極的に掲載します。  
広報誌「福祉みえ」を情報発信のツールとして有効に活用します。
  - ③ 募金活動や配分事業の取材による情報発信(新)  
募金活動や配分事業について、現地の取材を通じた情報を積極的に発信します。



赤い羽根共同募金

## 2 募金運動の推進

### (1) 一般募金

- ① 10月1日に共同募金オープンセレモニーを実施し街頭啓発活動を行うなど、運動開始の気運の盛り上を図ります。
- ② 企業に積極的に働きかけ、法人募金の拡大に努めます。
- ③ 行政機関や関係団体等に働きかけ募金の拡大に努めます。

### (2) 歳末たすけあい募金の実施

#### ① 地域歳末たすけあい募金

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会及び関係機関・団体と協力して12月1日から31日までの間、市町の区域ごとに地域歳末たすけあい運動を実施します。

#### ② NHK等歳末たすけあい

NHK津放局と連携して12月1日から25日までNHK歳末たすけあいを実施して、寄付金の受入及び配分に係る業務を行います。

## 3 多様な募金手法の展開

### (1) 三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクトの推進（新）

#### ① 三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクト

三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクトを立ち上げ、市町共同募金委員会と連携して企業、関係団体等へ働きかけを行います。

#### ② 三重の赤い羽根募金百貨店研究会の設置

募金百貨店プロジェクトを展開する市町共同募金委員会と取組みを検討している市町共同募金委員会をメンバーとして、企業拡大や効果的な情報発信について検討します。

### (2) 三重の赤い羽根募金バッジのデザイン募集の実施（新）

募金運動に際して啓発用として作成している県共同募金会の募金バッジのデザインを県民から広く募集し、共同募金の趣旨の理解を深めます。

### (3) 法人募金、職域募金の拡大

法人募金、職域募金についてこれまでの取組みを踏まえて、市町共同募金委員会と連携しながら新規開拓に努めます。

### (4) NPO団体との連携（新）

共同募金運動のニーズキャッチ機能を強化するため、NPO団体との協議の場を設けます。

### (5) UMOUプロジェクトの推進

いらなくなった羽毛製品の寄付が地域福祉活動の一助となるUMOUプロジェクトを市町共同募金委員会と連携して推進します。

### (6) 民間資金による助成事業への協力

#### ① 中央競馬馬主社会福祉財団

中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の審査、推薦を中央共同募金会を通じて行います。



赤い羽根共同募金

②車両競技公益資金記念財団

車両競技公益資金記念財団助成事業への推進を行います。

4 災害たすけあい

① 被災地の復興支援

災害が発生し、災害救助法が適用された被災地の被災者支援のため、マスコミ、関係機関・団体の協力を得て、義援金の受け入れ及び送金に関する業務を行います。

② 災害等準備金の積立・拠出

災害等の発生その他特別の事情があった場合に備えて、募金の一部を準備金として積み立てます。また、災害等が発生した場合には県内及び県外に拠出して支援する業務を行います。

5 顕彰・表彰

①表彰・感謝状の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して表彰状又は感謝状の贈呈を行います。

②表彰・感謝状候補者の推薦

中央共同募金会及び厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行います。

③寄付金贈呈式の実施

共同募金会への寄付については、機会をとらえて幅広く県民の皆さんに周知するとともに寄付者へは贈呈式を行うとともに感謝状を交付します。